

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越前町は、地方税の徴収に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県越前町長

公表日

平成30年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>越前町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>① 納付状況を管理及び過誤納・未納状況のチェックに関する事務 ② 口座情報の管理（登録・変更・廃止）及び口座振替や還付等に関する事務 ③ 町外滞納者の管理に関する事務 ④ 他市町村への滞納者の照会及び他市町村からの照会に対する回答に関する事務 ⑤ 納期限までに納付がない場合の督促状送付に関する事務 ⑥ 納期限後の納付に対しての延滞金の賦課徴収に関する事務 ⑦ 滞納者に対しての催告、納税相談による分納誓約及びその履行監視に関する事務 ⑧ 各税目の課税状況や財産の状況の調査に関する事務 ⑨ 地方税法に基づく、差押え、交付要求等の滞納処分に関する事務 ⑩ 財産なし、生活困窮、行方不明等を理由とする執行停止や不納欠損処分に関する事務</p> <p>なお、越前町は、地方税法の規定に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の徴収、収納情報・滞納整理情報の管理、消し込み・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p>
③システムの名称	1. 地方税システム 2. 課税支援システム 3. 滞納管理システム 4. 宛名システム 5. 番号連携サーバ 6. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 地方税特定個人情報ファイル 2. 宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長 木本加代子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中第13号5番地1 越前町役場 総務課 電話:0778-34-8700
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中第13号5番地1 越前町役場 税務課 電話:0778-34-8709

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

